

総社市告示第81号

総社市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年総社市告示第64号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(子育て世帯臨時特例給付金の支給等)            第3条 略            2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき<u>3,000円</u>とする。</p> <p>別記（第2条、第5条関係）            1 支給対象者            (1) 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、<u>平成27年6月分</u>の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）の支給を受ける者に対して支給する。            (2) (1)に規定するほか、給付金は、<u>平成27年5月31日</u>（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして市が認める者に対して支給する。</p>	<p>(子育て世帯臨時特例給付金の支給等)            第3条 略            2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき<u>10,000円</u>とする。</p> <p>別記（第2条、第5条関係）            1 支給対象者            (1) 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、<u>平成26年1月分</u>の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（<u>同法附則第2条第1項の給付を含む</u>。以下「児童手当」という。）の支給を受ける者であって、<u>その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの</u>に対して支給する。            (2) (1)に規定するほか、給付金は、次のいずれかに該当する児童（<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。</u>）に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって、<u>その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの</u>に対して支給する。            ① <u>平成26年1月1日</u>（以下「基準日」という。）に出生し、同日において住民基本台帳に記録されているもの            ② <u>基準日に国外から転入</u>（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）</p>

改正後	改正前												
<p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="197 544 1111 1422"> <tr> <td data-bbox="197 544 658 762">① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合(この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</td> <td data-bbox="663 544 1111 762">左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の2の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 766 658 1350">② 基準日における児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。)の支給要件に該当する者に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合</td> <td data-bbox="663 766 1111 1350">左欄に掲げる施設入所等児童</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1353 658 1422">③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者</td> <td data-bbox="663 1353 1111 1422">左欄に掲げる当該者の配偶者</td> </tr> </table>	① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合(この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の2の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者	② 基準日における児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。)の支給要件に該当する者に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童	③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者	左欄に掲げる当該者の配偶者	<p><u>第22条第1項に規定する転入をいう。3の(2)の①において同じ。)</u>  <u>をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されているもの</u>  (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合及びこの(3)の規定により給付金を支給される者(同表の①及び③の右欄に掲げる者に限る。)に係る(1)又は(2)に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合には、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1146 544 2080 1422"> <tr> <td data-bbox="1146 544 1615 762">① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合(この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</td> <td data-bbox="1619 544 2080 762">左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 766 1615 1350">② 2の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合(その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこの②の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。)</td> <td data-bbox="1619 766 2080 1350">左欄に掲げる施設入所等児童</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1353 1615 1422">③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者</td> <td data-bbox="1619 1353 2080 1422">左欄に掲げる当該者の配偶者</td> </tr> </table>	① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合(この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者	② 2の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合(その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこの②の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。)	左欄に掲げる施設入所等児童	③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者	左欄に掲げる当該者の配偶者
① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合(この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の2の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者												
② 基準日における児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。)の支給要件に該当する者に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童												
③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者	左欄に掲げる当該者の配偶者												
① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合(この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者												
② 2の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合(その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこの②の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。)	左欄に掲げる施設入所等児童												
③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者	左欄に掲げる当該者の配偶者												

改正後		改正前	
<p>と生計を別にしている当該者の配偶者（現に2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（<u>市が適当と認める場合</u>）<u>にあつては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。</u>3の(2)の⑥において同じ。）をし、市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>		<p>と生計を別にしている当該者の配偶者（現に2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（<u>同法附則第2条第3項において準用する場合を含む、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合</u>）<u>にあつては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。</u>3の(2)の⑥において同じ。）をし、市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	
<p>2 対象児童</p>	<p>1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される<u>平成27年6月分</u>の児童手当に係る児童、1の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は<u>1の(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと市が認めたものに係る児童とする</u>（1の(3)の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①及び②に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>2 対象児童</p>	<p>1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される<u>平成26年1月分</u>の児童手当に係る児童、1の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（<u>1の(2)の①又は②に掲げる児童に限る。</u>）とする（1の(3)の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①から⑦までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>① 基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合</p> <p>② 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合</p> <p>3 支給の申請</p> <p>(1) 市から平成27年6月分の児童手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。</p>	<p>① 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合</p> <p>② 臨時福祉給付金の支給対象者である場合</p> <p>③ <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)</u>である場合</p> <p>④ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下この④において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)</u>である場合</p> <p>⑤ <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この⑤において同じ。))の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)</u>である場合</p> <p>⑥ <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この⑥において「援護」という。))を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)</u>である場合</p> <p>⑦ 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合</p> <p>3 支給の申請</p> <p>(1) <u>基準日において市の住民基本台帳に記録されている者は、市に対して支給の申請を行う。</u></p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。</p>

改正後	改正前
<p>① <u>1の(1)に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を市として把握されている者</u></p> <p>② <u>1の(2)に規定する者のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者(⑥に掲げる者に該当する者を除く。)</u></p> <p>③ <u>1の(2)に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった者(⑥に掲げる者に該当する者を除く。)</u></p> <p>④ <u>1の(3)の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者(当該者に係る1の(1)又は(2)に規定する者がこの3の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)</u></p> <p>⑤ <u>1の(3)の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者(当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。)</u></p> <p>⑥ 略</p>	<p>① <u>基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。)をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同法第22条第1項の規定による届出をいう。)をしたもの</u></p> <p>② <u>基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、①に掲げる者以外のもの</u></p> <p>③ <u>1の(3)の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者(当該者に係る1の(1)又は(2)に規定する者がこの3の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)</u></p> <p>④ <u>1の(3)の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者(当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。)</u></p> <p>⑤ <u>配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていることが認められている者(基準日において、市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。)</u>であって、市から平成26年1月分の児童手当又は1の(2)の①若しくは②に掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けている者</p> <p>⑥ 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。